



2026年5月15日

各 位

会 社 名 キオクシアホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 早 坂 伸 夫
(コード番号：285A 東証プライム市場)
問 合 せ 先 開 示 部 長 園 田 誠
(TEL. 03-6478-2539)

当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とする勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度1」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度2」という。）を改定することを決議し、本制度1及び2（以下、総称して「本制度」という。）に関する議案を2026年6月25日に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本議案は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経た上で、当社取締役会にて改定を承認しております。

本制度の改定は、本定時株主総会における議案の承認可決を条件と致します。

また、本定時株主総会において本制度の改定についてご承認をいただいた場合、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、下記2.（3）①乃至③の内容と同様に改定する予定です。

記

1. 改定の概要及び改定の理由

当社は、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進することを目的として、本制度に関して以下の改定を行います。昨年ご承認頂いた本制度を本年改定する理由は、当社株価が昨年4月末時点と比較して本年4月末時点で約20倍と非常に大きく上昇したことにより、昨年設定した本制度に係る報酬額の上限を維持した場合には、株価上昇へのインセンティブとしての意義が低下してしまうこと、また、更なる株価上昇へのインセンティブとなるように本制度に係る報酬額の上限は株価に連動して変動するように変更するためであります。なお、導入時の本制度の詳細は、2025年5月26日付け「当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 本制度に係る報酬等の額及び内容について主に次の改定を行います（詳細は下記2. のとおりです。）。

- ① 本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間（「対象期間」とは、下記2.（1）で定義する。）につき、本制度1は「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記2.（3）①で定義する。）の上限（320千株）に交付時株価（「交付時株価」とは、下記2.（3）③で定義する。）を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額）」とし、本制度2は「基準交付株式数の上限（1,000千株）に交付・支給率（「交付・支給率」とは、下記2.（3）②で定義する。）を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」とする

- ② 最終交付株式数を算出する際の交付割合の比率を「45%」から「45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合」とする
- ③ 社外取締役の任期及び責任期間と勤務継続を条件とする期間を整合するため、本制度1における社外取締役に対する「連続する3年間」のRSU勤務継続期間(「RSU勤務継続期間」とは、下記2.(1)で定義する。)の条件を「連続する1年間」とする

(2) 本制度の当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間を対象として、上記(1)①と同様に改定するとともに、同改定の効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用することと致します。なお、当該改定点のほかは導入時の本制度における内容から基本的に変更はございません。同改定は、当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間のみを対象として適用するものとし、その後の対象期間に係る本制度に基づく報酬等の額及び内容につきましては上記(1)の改定を適用するものと致します。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容の改定

(1) 改定後の本制度の仕組み

本制度1は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間(以下、「対象期間」という。)に係る報酬として、連続する3年間(以下、「RSU勤務継続期間」といい、以下に定義する「PSU勤務継続期間」と総称して「勤務継続期間」という。但し、社外取締役のRSU勤務継続期間は、連続する1年間とする。)の勤務継続を条件として当社普通株式(以下、「当社株式」という。)及び金銭をRSU勤務継続期間の終了後に交付する株式報酬制度(リストラクテッド・ストック・ユニット)です。

本制度2は対象期間に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間(以下、「PSU勤務継続期間」という。)の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間(以下、「業績評価期間」という。)の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間の終了後に交付する株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間又は業績評価期間の終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

(2) 改定後の本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき本制度1は「基準交付株式数の上限(320千株)に交付時株価を乗じた額(うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限(40千株)に交付時株価を乗じた額)」、本制度2は「基準交付株式数の上限(1,000千株)に交付・支給率を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」とし、各取締役に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき本制度1は320千株(うち社外取締役の上限は40千株)、本制度2は1,000千株となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割(株式無償割当を含む。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記(3)の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

(3) 改定後の本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【本制度1の最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

- ・ 基準交付株式数 (①) × 交付割合 (※)

【本制度2の最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

- ・ 基準交付株式数 (①) × 交付・支給率 (②) × 交付割合 (※)

※取締役が生じる納税資金負担を考慮し、45%~100%の間で、別途取締役会で定める割合としております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

【本制度1の最終支給金額】

- ・ (基準交付株式数 (①) - 最終交付株式数) × 交付時株価 (③)

【本制度2の最終支給金額】

- ・ (基準交付株式数 (①) × 交付・支給率 (②) - 最終交付株式数) × 交付時株価 (③)

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

◆ 個人別株式報酬基準額 (ア) ÷ 基準株価 (イ)

(ア) 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役職責等に応じて決定します。

(イ) 基準株価

対象期間の開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値又は当該取締役会決議直前若しくは当社定時株主総会開催日直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均等を参考として決定します。

② 交付・支給率 (本制度2のみ)

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出し、各業績評価期間に係る業績目標及び交付・支給率は、下表に則り決定します。

| 業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間の開始日を起点とし、 金額は1円単位未満を四捨五入する。 | | 交付・支給率 |
|--|---|--------|
| 以上 | 未満 | |
| ④の金額 | — | 100% |
| ③の金額 | ④ ①に150%相当の比率を乗じた金額 | 75% |
| ②の金額 | ③ ①に133%相当の比率を乗じた金額 | 50% |
| ①の金額 | ② ①に117%相当の比率を乗じた金額 | 25% |
| — | ① 当社定時株主総会開催日(対象期間初日)の前営業日までの東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の連続する60日間の終値平均株価に1円を加算した金額 | 0% |

③ 交付時株価

勤務継続期間の終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(4) 改定後の取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記(3)で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記(3)で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記(3)で定める額の金銭を支給します。

- ① 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- ③ その他勤務継続型株式報酬又は業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記①にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

(5) 改定後の組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記(2)の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

上記1. (1) ③に係るご参考：社外取締役の株式保有ガイドライン

社外取締役については、本日開催の取締役会において、社外取締役が在任中、株主との利害を共有し、経営の監督及び助言を行うことを目的として、「社外取締役の株式保有ガイドライン」を制定することについて決議しており、原則として、当社における基本報酬年額の5倍相当額以上の当社株式を保有する義務を負うこととしております。「社外取締役の株式保有ガイドライン」の概要については、下記をご参照ください。

社外取締役の株式保有ガイドライン（制定日：2026年5月15日）

1. 目的

本ガイドラインは、社外取締役が在任中、株主との利害を共有し、経営の監督及び助言を行うことを目的として、社外取締役における自社株式等（以下、「株式等」といい、3. に定義する。）の保有に関する基本的な取扱いを定めるものである。

2. 適用対象

本ガイドラインは、社外取締役に限り適用され、その他の取締役及び執行役員には適用しない。

3. 対象となる株式等

本ガイドラインの対象となる株式等は、以下を対象とする。

- ① 本ガイドラインが制定された日以前より保有している株式報酬（RSU）のユニットの45%
- ② 当社普通株式

4. 株式等保有水準

社外取締役は、前条に定める株式等について、原則として、当社における基本報酬年額の5倍相当額以上を保有しなければならない。

5. 保有義務

社外取締役は、在任中、前項に定める保有水準を満たすまでの間、株式等について、原則として売却、譲渡その他の処分を行わないものとする。

6. 例外

前二項の規定にかかわらず、相続、法令上の要請その他やむを得ない事由がある場合には、取締役会の承認を得たうえで、3. ②に定める株式の処分を行うことができる。

7. 細目的事項

本ガイドラインの運用等に係る細目的事項については、別途取締役会において定めるものとする。

以 上